

無人航空機の飛行に係る承認書

株式会社 ヨシムラ

代表取締役 吉村 政則 殿

平成29年9月20日付をもって申請のあった無人航空機を飛行の方法によらず飛行させることについては、航空法第132条の2ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり承認する。

記

承認事項： 航空法第132条の第3号及び第6号

承認の期間： 平成29年9月30日から平成29年11月30日

飛行の経路： 広島県山県郡安芸太田町加計1956番地付近

(申請書のとおり)

無人航空機： 自作機(申請書のとおり)

無人航空機を飛行させる者： 吉村 政則

条件：

- ・ 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。また、飛行の際の周囲の状況、天候等に依りて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に万全を期すこと。
- ・ 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、承認を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
- ・ 飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成29年9月29日

大阪航空局長 干山 善幸

